岐

次

目

則

規

定める規則の一部を改正する規則 岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を

市 町 村 課

> 号 外

 (\equiv) 平

成二十六年 三 月二十日

則

規

る規則をここに公布する。 岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改正す

岐阜県知事

古

田

平成二十六年三月二十日

_~~

岐阜県規則第九号

正する規則 岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則の一部を改

阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。 岐阜県住民基本台帳法施行条例別表の規則で定める事務を定める規則 (平成十五年岐

第三条に次の一項を加える。

4 条例別表第二公安委員会の項の規則で定める事務は、道路交通法 (昭和三十五年法 る事項の欄に記載のある者、当該者が法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の 同条第十三項の規定による督促若しくは同条第十四項の規定による徴収の対象となる 律第百五号) 第五十一条の四第四項の規定による命令、同条第六項の規定による通知、 定めのあるものである場合にあっては当該代表者又は管理人) 又はその相続人の生存 者 (当該者が法人である場合にあってはその商業登記簿又は法人登記簿の役員に関す

の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

毎週

岐 阜

県

公 報

号 外

発行

平成二十六年三月二十日

(金曜日)